

■ Article (vol. 36) ■

政権交代と規制改革

日税連規制改革対策特別委員会 委員長 神津信一

1. 規制改革の流れ

規制改革の源流は、1980年代に国鉄・電電・専売公社を民営化した土光臨調にある。

その後90年代半ばから民間出身者の意見を活かす形で政府内に規制改革を推進する組織が数次にわたり設置され、今日に至っている。当初は経済分野の規制緩和に力を入れ、これは大きな経済効果を上げた。

2000年以降は、医療・保育・農業・教育など官が需給を調整し価格を決定する「官製市場」と言われる分野での規制改革に取り組んだ。しかし、こうした分野では「族議員」と言われる政治家、規制改革と天下り先を温存したい官僚、既得権を持つ事業者・団体が「鉄のトライアングル」として結託し改革を阻んできた。

こうした強固な抵抗を突破する実行力の点で、脱官僚政治と「族議員」排除を掲げ、政権交代を果たした新政権に期待するところは極めて大きい。

本取りまとめは新政権に対する意見具申として、政治的な抵抗勢力に斟酌せず本来あるべき規制改革の姿を述べたものだ。

可及的速やかに改革を強力に推進する後継組織の構築を求めたい。

(平成21年12月4日「規制改革の課題」1から2頁・草刈隆郎議長)

昨年末に規制改革会議は3年の任期を終え、「規制改革の遺言状」とも言える以上のレポートを提出し、提言を新政権へバトンタッチした。

2. 資格分野での提言

規制改革会議は我が国社会のあらゆる分野で改革提言を行ってきたが、税理士が関係する資格分野での提言は以下の点である。

業務独占資格は、

- ① 業務の独占、合格者数の事実上の制限、受験資格要件の規制で新規参入が制限される。
- ② 競争原理が制限されるので、国民が享受できるサービス提供が阻害される。したがって、以下の観点から資格者制度を見直すべきである。
 - ① 有資格者でないとできない業務範囲を可能な限り限定する。
 - ② 隣接資格者にも取り扱わせることが合理的な業務について、他の職種の参入を認める。
 - ③ 垣根を低くして競争による活性化を図る

以上の観点から課された課題は以下のとおりである。

資格者法人制度を更に緩和し、大規模法人化、ワンストップサービス化を図ること。

具体的には

ア、一人法人制度を創設すべき

イ、資格者法人社員の無限連帯責任を見直すべき

ウ、資格者法人の社員資格を拡大すべき

という従来からの3点の提言であるが、今回は新たに、「税理士と公認会計士の業務の相互参入を検討し、必要な措置を講ずべきである。」との提案を行ったのである。

3. 新政権での取り扱い

鳩山政権では、現在の規制改革会議は廃止し、内閣府の行政刷新会議（担当相・仙谷良人大臣）内に規制改革推進室を設け、事業仕分けと同様な方法で、従来の提言を棚卸して検討するとし、また、「国民の声」として様々な改革要望を求めることとされた。

旧規制改革会議では、国民の規制改革に対する要望を春と秋に集中的に募集していたが、新政権でも同様の手法で募集するが、旧来は省庁が回答していたが、「国民の声」では政務三役が現地視察並びにヒアリングを行うこととされた。

4. 日税連の対応は税理士法52条堅持で

日税連では、旧規制改革会議の提案である「税理士と公認会計士の業務の相互参入を検討し、必要な措置を講ずべきである。」に対して、仙谷大臣宛に反対に意見を表明した。

税理士と公認会計士の業務の相互参入という規制改革会議の意見が出た背景は、昨年夏に公認会計士会が「会議」とのヒアリングの場で、「世界の税務の潮流は、公認会計士が行うことにあり、我が国でも税理士資格を登録せずに公認会計士の資格で税務ができるように改正すべきである。韓国でも税務士は名称独占とされた。」と主張したことに端を発している。

仙谷大臣に日税連は、「我が国では税理士が税務、公認会計士が監査という使命を守り、高度な専門性を保持することにより、国民の権利利益の増進に寄与してきた。税務には幅広い専門的知識が要求されている。したがって、監査の専門家である公認会計士の資格で税務を行うことは馴染まない。税理士法52条の業務独占は、税務という国家・国民に影響力の大きい資格であるからこそ必要であり、公認会計士との相互参入には反対する」と表明した。

今後、税理士法改正を議論する場合においても、規制改革の動向には十分注視することが重要であるとともに、政府「国民の声」に対して積極的な提言を行って

行きたい。

▼▼更なる規制改革の推進に向けて～今後の改革課題～▼▼

http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/publication/2009/1204/item091204_01.pdf

以上